



Title	外国人集住地域の現実と共生の視点
Author(s)	小内, 透
Citation	「調査と社会理論」・研究報告書, 23, 1-13
Issue Date	2007-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28286
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_P1-13.pdf



外国人集住地域の現実と共生の視点

小内 透

第1章 外国人集住地域の現実と多文化共生の課題化

第1節 在日ブラジル人の増加と外国人集住地域の現実

わが国に在留する外国人登録人口は2005年末で200万人（2,011,555人）を突破した（法務省 2006）。外国人登録人口の増加は1990年6月に施行された改正入管法によるところが大きい。改正入管法施行直前の1989年末に100万人弱（984,455人）だった外国人登録人口が、入管法の改正をきっかけに15年の間に倍増した。総人口に占める割合も1989年末の0.80%から1.57%（2005年末）へとほぼ2倍になっている。

入管法が改正される以前、1980年代後半から日本ではバブル景気が始まり、3K労働を中心とした単純労働力が不足していた。それをカバーしたのが、オーバーステイ、目的外就労などの「不法」の形で働くイラン人、パキスタン人、バングラデシュ人等の南アジアの男性労働者たちだった。1990年に施行された改正入管法は、「不法」な外国人を厳格に取り締まる一方、日系3世に対し就労に制限のない新たな在留資格（「定住者」）を与えた。その結果、「不法」に就労していた南アジアの労働者が急減し、それにかわって、当時経済的な苦境に立たされていた南米から多くの日系人が「デカセギ」の形で来日するようになった。とりわけ、日系ブラジル人の「デカセギ」者が数多く来日した。

ブラジルからの「デカセギ」は、すでに1980年代の中頃から始まっていた。ブラジルではインフレーションが激しく、「失われた80年代」といわれるほど経済的な混乱が著しかった（小内 2006：7-8）。そのため、かつて日本からブラジルに渡った日本人、つまり日系1世やその配偶者および子ども（日系2世）たちが日本へ就労の場を求めてやってきたのである。

日系1世は、日本国籍をもっていたため、入国や在留に何の制限もなかった。また、1989年以前の入管法でも、「日本人の配偶者等」の在留資格により、1世の配偶者と2世は日本で就労することができた。それに加えて、1990年の入管法の改正により、「定住者」資格が新たに設定され、日系3世（日系2世、3世の配偶者を含む）が在留期間以外に制限のない形で就労できるようになったのである。

その結果、1985年に1,955人だったブラジル人は、入管法改正直前の1989年に14,528人となり、改正入管法が施行された1990年には56,429人に増加した。その後、1997年から1998年にかけてやや減少したものの、それ以外の年は一貫して増加し続け、2005年末には30万を超えるまでになった（302,080人）。1985年の時点と比べ、約150倍も増加した。在留外国人に占める割合も、1985年の0.2%から15.0%（2005年）へと上昇し、韓国・朝鮮、中国に続いて3番目の位置を占めるようになっている（法務省 2006）。

ちなみに、現在ブラジルの日系人が約140万人といわれているので、その2割近くが日本にいる

ことになる。また、1908年から1993年の間にブラジルに移住した日本人が約24万人とされているので¹⁾、現在日本に居住するブラジル人はすでにそれを上回る数になったと見なすことができる。

外国人の増加、とりわけブラジル人の増加は、日本社会に大きなインパクトを与えるようになった。日系人といっても、ブラジルで生まれ育った2世・3世は日本語が使えないことが多い。たとえ日本語が使えても、日本の文化や習慣になじみがない。1世から3世の配偶者の中には、非日系人も少なからず存在する。彼らや彼女たちは配偶者が日系人であれば、日本に在留する資格をもつ。これらの人々の場合、言語を含め、日本の文化や習慣との距離はより遠くなる。言葉の壁、文化や習慣の違いは、ブラジル人にとって日常生活でのストレスを生み出す要因になる。また、ブラジル人は「デカセギ」を目的としているにもかかわらず、家族で来日することが多く、子どもたちに対する教育も重要な課題となる。

ホスト住民としての日本人も、ブラジル人との間で様々な葛藤に直面することになった。とくに、ブラジル人が集住する東海地方、関東地方の工業都市やその周辺地域では、ゴミ出し、騒音、交通事故、子どもの不就学等、様々な問題が指摘されている。そのため、2001年から、ブラジル人が集住する地方自治体が、共通した問題を討議し国に改善策を要望するため、外国人集住都市会議を発足させた。国は労働力として外国人を導入しながら、彼らが居住することにもなって生じる生活上の問題をないがしろにし、それらの問題への対応はもっぱら地方自治体に任せてきた。これが、外国人集住都市会議発足の背景になった。

第2節 多文化共生の課題化

外国人集住都市会議は、2001年に「浜松宣言」、2004年に「豊田宣言」、2006年に「よっかいち」宣言を出している。「浜松宣言」では、外国人の定住化を前提にした政策立案を国に求め、「豊田宣言」では、教育・就労環境の整備、外国人の自助組織の結成支援、外国人青少年の育成などの施策を提言した。「よっかいち宣言」では、とくに教育問題に重点をおき、義務教育相当年齢前から、義務教育年齢を超えるまで、各段階の教育課題をとりあげ、各自治体での取り組みと国・県・経済界への提言をまとめている。自治体の取り組みの中には、NPOや各種ボランティア団体との連携の下に推進されているものも多い。

このような状況の下で、民間団体でも自治体や国の機関でも「多文化共生」のスローガンが掲げられ、会議名や部署名に「多文化共生」を入れることが多くなっている（山脇 2005）。

民間団体では、1995年1月に阪神淡路大震災をきっかけに大阪で結成されたボランティア組織「外国人地震情報センター」が、1995年10月に「多文化共生センター」（2000年にNPO法人化）と改称し、それ以降、京都（1999年）、広島（2000年）、兵庫（2000年）、東京（2001年）に事務所を拡大している。

自治体では組織名に「多文化共生」を冠した部署が現れている。代表的なものとして、2005年4月に静岡県磐田市生活文化部共生社会推進課内に設置された多文化共生係、同年同月に群馬県企画部新政策課に設置された多文化共生支援室、2006年4月に愛知県地域振興部国際課内に設置された多文化共生推進室等がある。

国レベルでは、2005年に総務省が「多文化共生の推進に関する研究会」を発足させ、2006年に「地域における多文化共生の推進に向けて」と題する報告書がまとめられた。2006年3月27日には、

総務省自治行政局国際室長から各都道府県・指定都市外国人住民施策担当部局長あて通知「地域における多文化共生推進プランについて」が発信された。その中で、各地方公共団体は、総務省により示された「地域における多文化共生推進プラン」および「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書「地域における多文化共生の推進に向けて」等を参考としつつ、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的にかつ総合的に実施することとされた。これによって、「多文化共生」は国と自治体にとって共通のテーマになった（自治体国際化フォーラム 2007）。

ところが、こうした動きに対して、警鐘をならす研究者もいる。たとえば、広田康生は行政が多用するようになった「多文化共生」という言葉は、その内実をみると、同化を志向したものになっていると指摘している。「多文化共生」をスローガンにした政策を打ち出す国や地方自治体の中に、外国人に対し日本語能力の獲得、日本の生活様式の遵守を求める考え方が見られるからである。そのため、「日本社会への『同化』」ということを軸にした『共生』概念が、地域社会現場でも、また国家的な移民規制の制度形成の現場においても、政治理念としてリアリティを持つ言葉として使われている現実に注目（広田 2006：43）しなければならないと述べている。「多文化共生」ないし「共生」という美しい言葉のうらに、「同化」という意味が内包されているというのである。

いうまでもなく、「多文化共生」という言葉を使用する側に、「同化」の言い換えという意識はない。2006年3月に出された総務省の研究会報告「地域における多文化共生の推進に向けて」の中では、地域における多文化共生について、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されている（総務省 2006：5）。同化とは反対にそれぞれの人種・民族がもつ文化の多様性を保障しながら、共存していこうとする志向性を表す言葉として提示されている。ここには、同化の意味合いは含まれていない。

いいかえれば、同じ多文化共生ないし共生という言葉を使用しても、その意味やねらいは、見方によって正反対に理解されうるということである。同じ言葉でも、多様な解釈がありうるというてもよい。それは、現代社会において多用される共生の概念自体が必ずしも明確でない点に、一つの根本的な原因がある。したがって、そこでは、共生の概念を厳密に検討する必要がある。

第2章 共生概念の意味と多様性

第1節 共生概念の原義と検討の視点

筆者は、すでに共生の概念について、一定の検討を行っている（小内 1999, 2005）。ここでは、それをふまえ、さらに新たな視点から共生の概念を再検討してみよう。

共生は、もともと生物学や生態学で使用されていた概念である。これらの分野では、片利共生、相利共生、寄生の概念を包含するものとして共生が概念化されている（栗原 1998）。あくまで、異なる種が共存する形式を問題にしている。ところが、共生の概念を社会科学に導入すると、事情は一変する²⁾。

自然科学で用いられていた共生（symbiosis）の概念を社会科学の分野にいち早く導入したのが、

社会生態学の立場をとるシカゴ社会学に属していたパーク (Park, E. R.) である。パークは、社会には生態学的な側面と社会的な側面があり、前者の実態をとらえる際に、共生の概念を使用した。彼が研究の対象とした当時のシカゴには、ヨーロッパ各地から移民が集まり、それぞれの民族が独自のコミュニティを形成していた。そして、こうした現実がもつ生態学的側面をパークは共生の概念で把握した。それぞれのエスニック・コミュニティが内向きに結合し、それぞれのコミュニティが分離して並存していた現実を共生の概念で把握したのである。現在では、多くの場合、共生の概念は何らかの協調の形式を示すものとして理解される。しかし、パークはそれとは正反対の現実を把握するのにこの概念を用いたのである。

しかし、パークは共生の概念や生態学的側面だけを重視したわけではない。むしろ人間社会の社会的側面により大きく注目していた。生態学的に見た場合、それぞれ独立したエスニック・コミュニティが並存し共生していたとしても、人間社会には社会的側面があり、やがてそれぞれのコミュニティを構成する人びとはコミュニティの枠をこえ、接触をするようになる。そして、互いに競争・葛藤・適応の段階を経て、やがて支配的集団に同化すると考えていた (Park 1926, 1928)³⁾。いわゆる移民関係のサイクル論である。

パークにとって、共生とは人間社会の生態学的側面を示す概念であったが、同時に克服されるべき存在様式であり、人間社会の社会的側面の同化作用によって、人びとは一つの統合された社会を作り上げると予測された。同化によって社会が統合されることを望ましい姿と考えていたといってもよい。

これに対し、イリッチ (Illich, I.) は、共生を人間社会のあるべき協調の形式として提示した。克服すべき「産業主義的な生産性の正反対」の社会を示すために自立共生 (コンヴィヴィアリティ *conviviality*) という言葉を用いた (Illich, I. 1973=1989: 18)。パークが人間社会の存在の様式 (Sein) を共生の概念で示したのとは対照的に、イリッチは人間社会の理想をしめす規範の様式 (Sollen) としてその概念を作り出したのである。

そして、今日では、イリッチが創造した意味で、共生概念をとらえることが多くなっている。つまり、規範的な意味、理想としてめざすべき価値を示す概念として理解する傾向が強くなっている。

ただし、共生をめぐる近年のいくつかの議論を見ると、存在論的な意味で使われることもあれば規範的な意味で使用されることもある。共生には否定的なものを含め、多様な形態があるとする議論も存在する⁴⁾。多くの論者が共生概念を使用するものの、その厳密な意味は未だに定かではないというのが現実である。国や地方自治体の外国人政策に「共生」概念が多用されるようになったとしても、そこに含まれる意味合いを吟味しなければならない所以がここにある。

その場合、まず問題となるのが、共生に関する基本的な定義であろう。多様な形態を内包する共生概念は、過度に理想主義的な形では定義できない。従来議論をふまえると、現実に存在しうる共生のあり方をも把握できるものでなければならない。この点を考慮し、「差異性をもった人々 (や自然) が差異性を維持しながら互いに対立しあうことなく共存しうる状態」を共生の定義として提起する。この定義には、差異性が否定される同化、差異性を根拠にした支配や差別、差異性にもとづく対立が、あからさまな形では存在しない状態であるということが含まれる。

次に問題となるのが、共生概念を適用させる領域である。この点では、人間と自然との共生と人間社会内部における共生の二つの領域があることはいままでもない。だが、人間社会内部における

共生を考察する場合、無制限にあらゆる領域の問題に適用できる共生概念を検討するという立場はとらない。ここでは、共生の原義に含まれていた「異なる種」間の関係を、異なる属性をもった者たちの関係という意味に読み替え、異なる属性間の差異性の関係に限定して共生概念を適用する。なぜなら、属性は生まれたときにすでに備わっていて、それ以降の個人の努力では基本的に変更することが不可能であり、その意味で異なる属性間の関係は本来的に平等であるはずにもかかわらず、現実には属性間の差異を根拠にして平等な立場で「共に生きる」ことが困難になる事態が生じやすいからである。いいかえれば、階級や年齢といった属性とはいえぬ領域には共生概念はなじまず、人種、民族、性などといった属性にかかわる領域にこそ、共生概念を導入するもっとも積極的な意義があるという考え方である。

この点をふまえると、そもそも「多文化共生」という表現が一定の問題性を内包することに気づく。「文化」は、「民族」や「人種」と異なり、必ずしも属性とはいえず、変化の可能性も高い。個人が帰属する民族や人種が変化することは基本的にありえないが、文化それ自体は変容するからである。したがって、「多文化」の「共生」は、「大人と子ども」の共生、「労使共生」などと同様に、共生概念の無制限な拡大の一種として指摘することができる。ただし、「多文化共生」の表現を使用する時、そこに含意されているのは、「異なる文化をもった異なる民族間の共生」である。その意味では、「多文化共生」は、異なる文化同士の共生関係というより、異なる民族間の共生関係を示す表現として理解すべきであろう。

共生の概念を吟味する場合、さらに、存在論として議論するのか、規範論として検討するのか、はたまた政策論として吟味するのか、この点を明確にする必要がある。いずれの問題を議論するのかによって、共生の意味内容やとらえ方は異なるからである。それを明確にしないまま共生という言葉を使用すると、論議がかみ合わなくなるし、自らの意図と異なる受け止め方をされることになりかねない。そこでは、共生の存在論、共生の規範論、共生の政策論の違いと特徴およびそこで論点となる内容を明確にしておかねばならない。

この点で、同化主義と区別される分析用具としての同化概念の有効性を再評価すべきだとする、アメリカのアルバ (Alba, R.) やニー (Nee, V.) などの主張 (Alba 1999, Alba and Nee 2003) は、ここでの問題意識に類似している。同化主義は規範や政策の問題だが、同化そのものは事実の分析レベルの問題であるとの認識がそこに含まれている。同化を共生といいかえれば、われわれと似た考え方になる。

異なるのは、彼らはマイナスイメージが強く付与された同化概念を洗い直し、優れた原石の光を取り戻そうとするのに対し、われわれはプラスイメージの強い共生の概念がもつ多様な側面を区別しながら、その豊かな可能性を導き出そうとする点にある。いずれにしても、共生という言葉、それが使われるだけで、すべての事態が了解されるといった、マジックワードにしてはならない。

第2節 存在論としての共生をめぐる議論

共生をマジックワード化から救い出すために、まず、共生の存在論から検討しよう。

存在論として共生の概念や共生の問題を取り上げる場合、共生の形態と機能、いいかえれば共存の形式と機能が焦点に据えられることになる。多文化共生を例にとると、異なる文化をもつ民族の共存の形式と機能を検討することになる。異なる民族が「差異性を維持しながら互いに対立しあ

うことなく共存しうる状態」として共生をとらえた場合でも、その形態は多様な形で把握できるからである。その際、筆者は制度や機構的システムの共生と労働を含めた生活世界での共生を区別してとらえるべきだと考えている。前者をシステム共生、後者を生活共生と名付け、それぞれの共生には多様な形態がありうるという考え方にたつ⁵⁾。

このうち、システム共生は、当該社会のシステムや制度が共生的に構成されている状態を表している。

それは、一方で、各種の機構的システムや制度それ自体が、異なる文化をもつ人々にとって平等な内容をもつことを意味する。他方で、システム共生のあり方は、差異性をもった人々が、機構的システムないし制度を互いにどれだけ平等に利用できるかという点からも把握できる。いいかえれば、差異性をもった人々が、文化の差異によって機構的システムや制度から実質的に排除されることがあれば、システム共生は成立していないということになる。

こうした意味におけるシステム共生には、多様な形態が存在しうる。居住する国や地域社会（地方自治体）の各種の機構的システムないし制度を外国人がホスト住民と対等、平等な条件で利用できる場合があるとすれば、「オープンなシステム共生」の状態にあるといえる。これに対し、一国二制度あるいは、他国にある日本人学校や日本にあるインターナショナルスクール、各種の民族学校のように、同一の地域社会に居住しながら、それぞれの国の機構的システムないし制度が共存する場合も考えられる。それは、「デュアルなシステム共生」と呼ぶべき状態である。さらに、二つの国にわたる転職をしても、年金の積立期間が継続してカウントされる年金通算協定やそれぞれの国の社会保障制度を代替できたりする社会保障協定⁶⁾、日本の大学受験資格として認められるバカロレアやアビトゥーアのように、それぞれの国のシステムが連結できる、いわば「インターステイトなシステム共生」も考えられる。それは、他国の制度が自国の制度と同等な機能をもつものとして位置づけられていることを意味している。こうして、内容からみた場合、少なくとも三つのシステム共生が現実に存在しうるものとして想定できる。

これに対し、生活共生とは、システムや制度のあり方とは別に、差異性をもった人々同士が互いに差別や偏見を乗り越え、職場、地域、学校等において平等な立場で日常生活を営み、互いに共存している状態を指している。これまで多くの論者が追求してきた共生概念のほとんどは、システムや制度上の共生とは相対的に区別された、こうした意味での生活共生に対応している。しかし、生活共生は決して唯一の形態しか存在しえないわけではない。システム共生と同様、現実には多様な形をとりうる。

たとえば、極端な場合、エスニック・コミュニティとホスト社会がいわゆる「セグリゲーション」（棲み分け、分離）の状態になっていたとしても、それによってむしろ「問題」が潜在化し、一種の「平和共存」の状況になっていれば、それを一つの共生の形態と把握することができる。あえてそれを、「セグリゲーションによる生活共生」と名付けておこう。

この対極に、外国人とホスト住民が労働や生活の場で、互いに偏見なく、対等な立場で、日常的にコミュニケーションをとり、新たな共同関係ができていく状態が想定しうる。それは、「コミュニケーションな生活共生」と呼ぶべきものであり、外国人とホスト社会の住民が、たんに「問題なく」「対立せずに」共存しているだけでなく、対等な立場でコミュニケーションを取り合っている点に、最大の特徴がある。

そして、その間に多様な生活共生のバリエーションが考えられる。たとえば、外国人とホスト住民の特定の階級、とくに上層階級同士、あるいは「成功」した者の間のみで「特定階層間の生活共生」が見られることもある。山本泰は、人種差別の激しいアメリカでも、アップークラス同士の多人種、多エスニック間にしばしば人種やエスニシティの違いを越えた共生関係がみられるとし、これを「エスニック共生」と呼んでいる（山本 1996）。それは、ここでいう「特定階層間の生活共生」にあたる。また、外国人が個人的に様々な階級・階層のホスト住民と共生関係を結ぶこともありうる。それは、「特定パーソンの生活共生」として位置づけられる。広田康生のいう外国人と共振者（外国人に好意的で密な関係をもつホスト住民）の関係は、「特定パーソンの生活共生」を示す典型的な例である（広田 1997）。

こうして、少なくとも、「セグリゲーションによる生活共生」と「コミューナルな生活共生」を両極にして、その間に、「特定階層間の生活共生」、「特定パーソンの生活共生」といったバリエーションを、現実存在する生活共生の形態として提示することができる。

ここで問題となるのは、システム共生と生活共生の関連である。一般に、生活共生のあり方はシステム共生のあり方に規定され、支えられる場合が多い。しかし、生活共生はシステム共生のあり方に一方的に規定されるものではない。事実、システム共生がいかなる構造をとるかは、生活共生のあり方によって決まることも少なくない。たとえば、「セグリゲーションによる生活共生」が存在している場合、外国人がホスト社会の学校とは異なる母国の制度にもとづく学校や教育を選択しがちになる。それは、「セグリゲーションによる生活共生」が、「デュアルなシステム共生」の形態を生みだしやすいことを意味している。また、「オープンなシステム共生」が成立していたとしても、生活共生が成立していないか、「セグリゲーションによる生活共生」の状態にあるときには、ホスト住民から外国人に対する過剰な優遇措置として共生的な制度が批判の対象にのぼる場合がある。その結果、生活共生のあり方に規定されて、「オープンなシステム共生」自体が改変を余儀なくされる事態が生じる可能性さえある。さらに、外国人たちが自助組織を結成し、自らの要求を制度化することを通して、システム共生のあり方を改変しようとする場合、生活共生のあり方が微妙な影響を与えるということもある。なぜなら、彼らの運動をどれだけ多くのホスト住民が支持するのが、新たなシステム共生のあり方を構築する上で、決定的に重要な意味をもつからである。

したがって、システム共生と生活共生は、たがいに規定し合う関係であり、その関係を通して、それぞれがその姿を変える可能性をもつものとして把握される必要がある。いいかえれば、システム共生と生活共生は弁証法的な関係にあるといってもよい。それゆえ、この弁証法的な関係が現実にはどのような姿を示しているのかを把握することが、人間社会における差異性をもった人間同士の関係を、存在論としての共生という観点からとらえることになる。これが、存在論としての共生に関する基本的かつ重要な論点であるといいかえてもよい。

第3節 規範論としての共生をめぐる議論

共生は、一種のあるべき規範、あるいは理想を示す概念として用いられる場合が多い。同化や分離は間違いで、正しいのは共生だという考え方である。ただし、共生を理想的な意味で用いるとしても、その内実は多様である。どのような内実をもった共生を理想とするのかは一義的には決まらない。そこに、規範論としての共生を検討する意義が存在する。

もちろん、共生も、同化や分離と同様に理想ではなく、融合や統合が望ましい社会の姿だとする主張もある（梶田・丹野・樋口 2005）。だが、どんな言葉を用いても、本質的な事情は同じである。一つの言葉で表現される内実が問題なのであり、一つの言葉には多様な内容が盛り込まれている可能性がつねに潜んでいる。統合であれ、融合であれ、それが理想だといくら主張しても、それらの言葉が表現する内実はそれぞれの言葉が抽象的な概念であるため必ずしも一義的なものとはいえない。

2005年7月7日にロンドンで起きた同時爆破テロによって、イギリスがとり続けてきた多文化主義（にもとづく共生）の限界が露呈したといわれることがある。だからといって、多文化主義が破綻し、理想とは言えなくなったと考えるのは早計である⁷⁾。多文化主義にも多様な形態があるからである⁸⁾。同時に、イギリスと対照的に統合を重視してきたフランスで、移民の暴動（2005年10月パリ郊外暴動）が起きたから、統合の理念が破綻したと結論を下すのは短絡的である。統合の具体的な方法は様々な形で存在しうるものであり、これまで実施されてきたフランス的な統合策の問題が浮上したにすぎない⁹⁾。

もっと極端な言い方をすれば、同化や分離という言葉さえ、立場によっては理想を意味する場合もあり得る。そもそも、かつては、同化が理想的な社会的協調の形式としてとらえられていた時代もあった¹⁰⁾。その時代には、文化変容（acculturation）により同化できない人々は、社会に適応できない劣った民族だと見なされていた。分離すれども平等という理念が当たり前の時代もあった。分離により互いの民族が安定した生活を送れると考えられていた。

そのうえ、現在、同化や分離を理想とする考え方が改めて主張されるようになってきている。フランスのトッド（Todd, E.）のように「開かれた同化主義」を提唱する者もいれば（Todd 1994=1999）、アメリカのザリンス（Salins, P.）のようにドイツ移民の2世代目であるにもかかわらず保守的な同化主義を主張する者も現れている（Salins 1997）。また、アーミッシュのように現代文明から分離することによって、理想の文化を守ろうとする考え方もある。ゲーティッド・シティもそこに住む人びとにとっては、差異のある人びとと分離して生きることが理想の共存形式だと考えられているに違いない。

したがって、同化、分離、統合、共生のいずれの言葉を用いても、使用する言葉だけで理想は決まらない。言葉には多様な意味内容が含まれることが多いのであり、その言葉にどのような内実をこめるのが問題になる。規範論として共生を議論する場合には、理想として描く共生の内実を様々な角度から検討する必要がある。

その際、ここでも、システム共生と生活共生の違いを区別すべきである。すでに述べたように、システム共生は必ずしも一義的ではない。どのような形態のシステム共生が理想的なものであるのかも、自明ではない。むしろ、多様な形態のシステム共生が並存することこそが、理想といえるかもしれない。

これに対し、理想としての生活共生は比較的わかりやすい。多くの人にとって「コミュニカルな生活共生」が理想の形態になるであろう。ただし、生活共生に関しても、特定の民族の文化を固定的にとらえるべきか否か、普遍的な価値をどの程度考慮するかが検討されなければならない。マイノリティの人々を支配的な文化や価値に同化させたり統合させたりすることは、戒めなければならないが、同時に、異なる文化や異なる価値が完全に並存し分離している状態も見直さなければならない

い。偏狭な同化主義も極端な多文化主義も乗り越えられなければならない。いいかえれば、普遍主義をとるべきか価値相対主義をとるべきか、あるいは第三の考え方を取るべきかが問われることになる。そのとらえ方の差異が、同化や統合や融合や分離や共生といった採用される用語の違いをもたらすと考えることもできる。

そのため、規範論としての共生概念の検討は、同化、統合、融合、分離といった関連する概念との違いを浮き彫りにするよりも、システム共生と生活共生のそれぞれの理想のあり方、普遍主義と価値相対主義のバランスの取り方を検討することによって、理想とすべき共生概念の内実を明確にすることの方が重要である。規範論としての共生概念の精緻化を試みる場合、同化主義と多文化主義、普遍主義と価値相対主義の二重の二項対立を克服することが求められる。これが、われわれの基本的な見解である。

第4節 政策論としての共生をめぐる議論

最後に、政策論として共生を議論する必要性にも言及しなければならない。政策論としての共生の議論は、理想としての共生と現実としての共生のはざま、よりましな共存のあり方を探ることになる。現実の共生には様々な問題がありうるが、理想としての共生を実現することも容易ではないからである。現実の共生には、否定すべき共生の形式がありうるし、理想としての共生を実現するといっても、現実の政策は多民族間、多文化間の共生のみを重視することはできない。なぜなら、人間社会は民族や文化だけではなく、経済や政治の側面からも成り立っているからであり、民族や文化の理想的な共生を実現しても、そのために、経済的な生活が保障できなくなったり、政治的な混乱が生じたりすることがあれば、社会全体としては理想的な状態とはいえない。

したがって、一方で、理想の共生を構想し、他方で、現実としての共生を明らかにするとともに、社会の様々な側面を視野に入れながら、理想と現実の狭間で最適な方向性をめざす共生の政策論を検討する必要がある。この点をないがしろにすると、共生の言葉が単なるスローガンやこころがけ論に陥ったり（川本 1997：43）、政治的なねらいを隠した保守主義のイデオロギーとして用いられたりすることになる（高草木 1999：4）。

政策論としての共生の議論は、マイノリティ側から見れば、自らの運動論にもつながりうる。マイノリティにとって、主流社会が提示する共生のスローガンは、温情的であったり、同化的であったりする。これに対抗して、自らの尊厳を維持しながら主体的に権利を獲得していくにあたって、共生の考え方が運動としての一つの戦略になりうる。いくら強く権利を主張しても、たとえ実力行使に訴えても、それではなかなか自らの主張が実現する可能性は高まらない。むしろ、自らの主張と主流社会の考え方を共存させる道を示しながら、運動を進めることの方がより効果的である。

したがって、主流社会の政策とマイノリティ側の運動の双方にとって、理想としての共生と現実としての共生の狭間で、めざすべき共生のあり方を提示することが重要な意義をもつといえる。

また、グローバルな企業戦略として、共生概念を導入しようとする試みも一種の政策論ととらえることができる。たとえば、グローバル経済の下で、企業は競争力だけでなく共生力も強化しなければならないとの主張がある（野村総合研究所総合研究本部編 1992：72-133）。そこでいわれる共生力とは、多国籍化する企業と進出先であるホスト国の社会との関係を円滑にしていく力のことを指す。具体的には、グローバル共生のマネジメント革新として産業共生、市場共生、社会共生、組

織内共生の重要性があげられる。しかも、その際、共生には生態学のいう片利共生、相利共生の他に、相乗共生という形態が考えられ、相乗共生が共生の理想形態であるとされる。片利共生の段階では海外進出企業のみが利益を得ているが、相利共生になると海外進出企業だけでなく受け入れ先のホスト国も利益を得るようになり、相乗共生ではグローバル企業やホスト国だけでなく、全世界が利益を得るようになるからである。当然、相乗共生をめざした共生力の強化がグローバル化する企業にとって重要な戦略になると主張するのである。

しかし、ここで注意する必要があるのは、相乗共生が理想のようにみえるが、それはあくまでも企業戦略としての理想であるという点である。もし、情勢が変わり、共生力の強化とは異なる戦略が企業経営にとって有効になれば、相乗共生も意味を失う¹¹⁾。理想的な企業とは競争力と共生力を併せ持つ企業なのである。

その意味で、戦略としての共生概念の使用は、共生概念それ自体の価値にもとづいているわけではない。企業戦略に有効である限りにおいて、価値あるものとして使用されているにすぎない。それゆえ、相乗共生の提起が規範論としてなされているのではなく、むしろ企業の戦略論、いいかえれば一種の政策論として展開されていると考えることができる。

主流社会にとっても、マイノリティの側にとっても、また企業にとっても、共生は自らの政策、運動、戦略を展開する上で、有効性をもちうる。それゆえ、共生が時には真のねらいを覆う隠れ蓑にもなりうることに留意しながら、理想と現実の狭間で可能な限り理想に近づく方策として共生の政策を構想する必要がある。これが、政策論としての共生をめぐる議論に与えられた課題である。

おわりに

以上のように、共生の議論は、少なくとも存在論、規範論、政策論といったそれぞれの視点から展開される必要がある。いずれも深く議論する価値があり、検討する余地を多く残している。にもかかわらず、概念の検討や議論がないがしろにされたまま、多くの人々がそれぞれの思惑をもって共生という言葉を使用している。共生が一種のマジックワードになっているのが現状である。外国人が急増し、「多文化共生」が現実的な課題となっている現状をふまえると、今後、共生の存在論、規範論、政策論をより深めていく必要があるといわざるをえない。

このうち、共生の存在論に関しては、当然のことながら、たんに概念や議論を深めるだけでは限界がある。外国人が集住する地域において、外国人と日本人の共存の様式や形態に関する現実を実証的に把握しなければならない。それなしには、共生の存在論を理論的に発展させることはできない。

逆に、ただ外国人集住地域の実情を調べるだけでは、たんなるルポルタージュにしかならない。研究を前進させるためには、一定の理論的な枠組みや関心をベースにおく必要がある。外国人集住地域を対象にした実証研究は、少なくとも、共生に関する議論をベースにして進められる必要がある。

しかも、共生の存在論の視点から、現実を把握し、診断することが、規範論としての共生概念の検討、政策論としての共生概念の吟味の前提になる。その意味で、共生の総合的な検討を行う上で、

外国人集住地域における共生の現実に関する実証的研究は必要不可欠なものであるといえる。

われわれは、これまで長期的に外国人集住地域の実証的研究を行ってきた。また、現在も対象地を拡大しながら、同様の研究を継続している。変化する現実を明らかにしながら、それらの取り組みを、共生をめぐる理論的な深化に結びつけることが必要になる。これを、今後の課題としたい。

注

- 1) 戦前は、1908年から1941年までに186,266人、戦後は1947年から国際協力事業団による移住事業が終了する1993年までに53,657人が日本からブラジルに移住している。戦前戦後をあわせると、その数は239,923人となる（三田・堀坂 1986：264、『季刊 海外日系人』編集部 1995：22-3）。
- 2) 高草木光一が述べるように、「（注－生態学的な意味での）『共生』を人間世界に適用すれば、その利害得失はきわめて複雑になり、とうてい『相利』か『片利』かを確定させることはできない」（高草木 1999：4）。
- 3) ただし、江淵一公によれば、パークが同化の過程を歩むと考えていたのは、ヨーロッパ各地からやってきた白人移民だけである。黒人やネイティブ・アメリカンは視野の外におかれていた（江淵 1994：74）。
- 4) この点について詳しくは、小内（1999, 2005）を参照のこと。
- 5) システム共生と生活共生を区別して把握しようとする考え方は、社会それ自体を機構的システムと労働－生活世界の枠組みで把握しようとする社会分析の独自の立場に由来している。独自の社会分析の立場については、小内（2005）の第2章「実体としての機構的システム」および第3章「労働－生活世界の構造と矛盾」を参照のこと。
- 6) 日本の場合、ドイツと2000年、イギリスと2001年、韓国と2005年から年金通算協定が発効し、2005年からアメリカ、2007年1月からベルギーと年金・医療保険を含めた社会保障協定が発効している。さらに、フランス、カナダと年金・医療・労災保険に関する社会保障協定が結ばれ、発効の準備中であり、オーストラリア、オランダと交渉中の状態である（社会保険庁 2007）。
- 7) 多文化主義がもたらしたイギリスの社会状況については、佐久間（1998）および小内（2004）を参照のこと。
- 8) たとえば、Kincheloe, L. J. and Steinberg, R. S. は多文化主義には多様な形態があるとし、保守的多文化主義／単一文化主義（Conservative multiculturalism / monoculturalism）、自由主義的多文化主義（Liberal multiculturalism）、多元的多文化主義（Pluralist multiculturalism）、左翼－本源的多文化主義（Left-essentialist multiculturalism）、批判的多文化主義（Critical multiculturalism）の5つのタイプを提示している（Kincheloe and Steinberg 1997：3-26）。
- 9) フランスの統合政策がもたらしたフランスの現状については、宮島（2006）を参照。
- 10) そもそも、パークが用いた同化の概念は、主流社会への参加に主眼をおいたものであり、マイノリティが自文化を捨て去って完全に主流文化に一体化するという意味で使用したわけではない、と主張する者もいる。その論者によれば、同化とはむしろ「不平等な構造を改め、平等なライフチャンスや社会参加が可能となること、またそれが可能になるようなコミュニケーションが成立することを指して」おり、彼の「同化概念は今日の我々からみて、非常に幅のある概念であり、いわゆる同化主義者というラベリングは必ずしも正しくない」ということになる（吉田・寺岡

1997 : 112-3)。

11) 事実、同書においても、グローバル化の下での企業戦略として、共生力の強化だけでなく、競争力の強化も重視されている。「競争力と共生力を併せ持つ企業こそが、永続的成長企業になり得る。世界経済を主導し、人々の豊かさをつくりだせるのは、このような企業である。グローバル化している現代においては、グローバルに共生する『グローバル企業』が永続的成長の資格を有すると考えられる」(野村総合研究所総合研究本部編 1992 : 221) という表現がそれを端的に示している。

参考文献

- Alba, R., 1999, "Immigration and the American Realities of Assimilation and Multiculturalism", *Sociological Forum*, Vol.14, No. 1, 3-25.
- Alba, R. and Nee, V., 2003, "Rethinking Assimilation", in Alba, R. and Nee, V. (eds.), *Remaking the American Mainstream* (Cambridge, Mass., Harvard University Press), 1-16.
- 江淵一公, 1994, 『異文化間教育学序説』九州大学出版会。
- 広田康生, 1997, 『エスニシティと都市』ハーベスト社。
- , 2006, 「政治理念としての『共生』をめぐる秩序構造研究への序論」広田康生・町村敬志・田嶋淳子・渡戸一郎編『先端都市社会学の地平』ハーベスト社, 34-58。
- 法務省, 2006, 『平成18年版 在留外国人統計』財団法人入管協会。
- Ilich, I., 1973, *Tools for Conviviality* (New York, Harper & Row). 渡辺京二・渡辺梨佐訳, 1989, 『コンヴィヴィアリティのための道具』日本エディタースクール出版部。
- 自治体国際化フォーラム, 2007, 「多文化共生のあり方と現状」(<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/sp/207/index.html>, 2007. 2. 10)。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人, 2005, 『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会。
- 川本隆史, 1997, 「『共生』の事実と規範」栗原彬編『講座・差別の社会学4 共生の方へ』弘文堂, 33-54。
- Kincheloe, L. J. and Steinberg, R. S., 1997, *Changing Multiculturalism* (Buckingham, Open University Press).
- 『季刊 海外日系人』編集部, 1995, 「戦後移住小史」『季刊 海外日系人』第36号, (財)海外日系人協会, 22-3。
- 栗原康, 1998, 『共生の生態学』岩波新書。
- 三田千代子・堀坂浩太郎, 1986, 「日本とブラジル」山田睦男編『概説ブラジル史』有斐閣, 261-82。
- 宮島喬, 2006, 『移民社会フランスの危機』岩波書店。
- 野村総合研究所総合研究本部編, 1992, 『共生の戦略』野村総合研究所。
- 小内透, 1999, 「共生概念の再検討と新たな視点」『北海道大学教育学部紀要』第79号, 123-44。
- , 2004, 「イギリスの多民族化とロンドンのマルチエスニックスクール」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』95, 91-117。
- , 2005, 「システム共生と生活共生」小内透『教育と不平等の社会理論』東信堂, 242-69。
- , 2006, 「トランスナショナルな生活世界の成立過程」小内透編著『調査と社会理論・研究

- 報告書21 『日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界』北海道大学大学院教育学研究科教育社会学研究室, 5-13。
- Park, E. R., 1926, “Our Racial Frontier on the Pacific”, *Survey Graphic*, 56, 192-6 (Park, E. R., 1950, *Race and Culture* (Glencoe, The Free Press)).
- , 1928, “Human Migration and the Marginal Man”, *American Journal of Sociology*, 33, 881-93 (Park, E. R., 1950, *Race and Culture* (Glencoe, The Free Press)).
- 佐久間孝正, 1998, 『変貌する多民族国家イギリス』明石書店。
- Salins, P., 1997, *Assimilation, American Style* (New York, BasicBooks).
- 総務省, 2006, 『多文化共生の推進に関する研究会報告書——地域における多文化共生の推進に向けて——』 (http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html, 2007.2.10)。
- 社会保険庁, 2007, 「協定締結状況」 (<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/kyotei02.htm>, 2007.2.10)。
- 高草木光一, 1999, 「共生空間の変容」慶應義塾大学経済学部編『市民的共生の経済学1 変わりゆく共生空間』弘文堂, 3-22。
- Todd, E., 1994, *Le Destin des immigrés* (Paris, Éditions du Seuil). 石崎晴己・東松秀雄訳, 1999, 『移民の運命』藤原書店。
- 山本泰, 1996, 「エスニック階層とエスニック共生」井上俊ほか編『岩波講座 現代社会学24 民族・国家・エスニシティ』岩波書店, 231-43。
- 山脇啓造, 2005, 「2005年は多文化共生元年？」 (<http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/culture/187/index.html>, 2007.2.10)。
- 吉田竜司・寺岡伸悟, 1997, 「シカゴ学派成立のマニフェスト」宝月誠・中野正大編『シカゴ社会学の研究』恒星社厚生閣, 95-130。